○内閣府令第二十一号

子ども・子育て支援法 (平成二十四年 法律第六十五号) 及び子ども・子育て支援法施行令 (平成二十六年

政 令第二百十三号) の規定に基づ き、 並 び しにこれ 5 O法令を実施するため、 子ども・子育て支援法 施 行規則

の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施 行 規則 平 成二十六年 内 閣 府令 第 四 十 兀 号) *⑦* 部 を次のように改正する。

次の 表により、 改 正 前 欄 に 掲げ る規定 の傍線を付 した部分をこれに順次対応する改正 一後欄 に 掲 げ る 規定 \mathcal{O}

傍線を付 した部分のように改め、 改正前間 欄 及び改正 後欄 に対応して掲げるその標記部分に二 一重傍線 を付 した

規定 (以 下 「対象規定」 という。 は、 その 標記 部 分が , 異 なるも \mathcal{O} は 改 正 前欄 に · 掲 げ る 対象規定を 改 正 後欄

に掲 げ る対 象 規 定として移動 Ļ 改正後欄に掲げ る対象規定で改正 前 欄にこれに対応するもの を掲げ て 7 な

いものは、これを加える。

					Ι
た場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第五十七条。市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三	2 [略] 3 [を持つます。 [を持つまする。 [を持つます。 [を持つます	第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第論認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び(準用等)	2 [略]	護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により支給認定保第十二条(市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の(市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)	改正後
合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十合は、令第二十四条第一号又は第二号の事由があると認めた場第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条	2 [同上]	定の変更の認定について準用する。 七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第(準用等)	2 [同上]	に通知するものとする。 更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変(市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)	改正前

額に限る。)。 の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は 、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三 、令第二十四条第一項の規定により市町村が定める額として、 大の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める 特別 本定めるものとする(ただし、利用者負担額以上の額に限る。)。 条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額 第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額

のに限る。) 二万五百円、一万百円、三千円、零(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたも二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)工は満三歳以上保育認定子ども(令第四条第 教育認定子ども(令第四条第一項に規定する教育認定子どもを

る。)。

- 1 満三歳以上呆育忍定子ども(短寺間忍定呆蒦者(冷第四条第二二万七千円、一万六千五百円、六千円、零二万七千円、一万六千五百円、六千円、四万千五百円、一 満三歳以上保育認定子ども(前号及び次号から第五号までに掲
- 百円、一万六千三百円、六千円、零もの 七万五千八百円、五万七千百円、四万九百円、二万六千六るものに限り、第一号及び第五号に掲げるものを除く。)である項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。)に係二 満三歳以上保育認定子ども (短時間認定保護者(令第四条第二

を除く。) 八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万育認定子どもをいう。次号において同じ。) (次号に掲げるもの上保育認定子ども(令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)及び特定満三歳以四 満三歳未満保育認定子ども(法第二十九条第一項に規定する満

- 七百五十円、六千円、零 教育認定子ども(令第四条第一項に規定する教育認定子ども(令第四条第二項う。以下同じ。) 又は満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。) (法第これ人条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限るこ十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限るこれ人条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限るこれのを除く。) て万七千円、五万八千円、四万千五百円、二万るものを除く。) 七万七千円、五万八千円、四万千五百円、二万本ので限る。以下同じ。) 又は満三歳以上保育認定子ども(令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいせている。
-) 八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円子どもをいう。次号において同じ。)(次号に掲げるものを除く。育認定子ども(令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定議未満保育認定子ども(法第二十九条第一項に規定する満三、満三歳未満保育認定子ども(法第二十九条第一項に規定する満三

九千五百円、九千円、零

千円、零万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、九万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、六(短時間認定保護者に係るものに限る。) 七万八千八百円、六五 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども

3 もをいう。以下この条において同じ。)が同一世帯に二人以上いる あって、 する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十 場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関 0 二条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額につい 事由のうち、 市町村は、 前項の規定にかかわらず、 負担額算定基準子ども 令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特 前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合で (令第十四条の負担額算定基準子ど 当該各号に定める額とする。 別

· 三 町

規定する特定教育・保育等をいう。 あって、 認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円 万七千百一円未満 る額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額 の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等 監護者等をいう。)が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次 る額とする。 未満)であるときは、 令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。) が七 る令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定め 事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合で 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別)に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用す 特定被監護者等 (満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育 前 一項の規定にかかわらず、 (令第十四条の二第一項に規定する特定被 以下この項及び次項において同 当該各号に定め (同項に

[一•二 略]

略

五. 三百円 短時間認定保護者に係るものに限る。 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども 四万三千九百円、 万八千五百円 万四千八百円 二万九千六百円、 万五千! 九千百五十円、 屯 九千二百五十円、 九千円、 万九千三百円 七万八千八百円、 九千円、 万八千 六万百

[一・二 同上]

等をいう。)が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に 定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。 掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等 た特定教育・保育等にあっては、 満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受け ては、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額(令第十四条の る令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条 第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額につい 一第二項に規定する負担額算定基準額をいう。)が七万七千百一円未 由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であ 市町村は、 前二項の規定にかかわらず、 特定被監護者等(令第十四条の二第一項に規定する特定被監護 令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別 当該各号に定める額とする。 五万七千七百円未満)であるときは (同項に規定する特) に関す

[同上] 同上]

5

(特定市町村の要件) 附 則

第八条 法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、

児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの(支給 う。)の利用の申込みを行った支給認定保護者(法第十九条第一 いずれかに掲げるものとする。 の条において「支給認定保護者」という。)の当該申込みに係る 項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下こ を行う施設(以下この条において「特定教育・保育施設等」とい ども園又は保育所に限る。)、特定地域型保育事業又は特例保育 前年度の四月一日以降において、 特定教育・保育施設 (認定こ

場合を除く。)。 利用の申込みが増加することが見込まれること(前号に該当する 当該年度以降に支給認定保護者による特定教育・保育施設等の

められるものを除く。)があること。

育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認 認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教

(保育充実事業)

する事業とする。 に掲げる小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関 法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、 次の各号

[条を加える。]

ないもの 項の基準 ども園法」という。)第三条第一項又は第三項の認定を受けてい の推進に関する法律 同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一 であって就学前の子どもに関する教育、 幼稚園 (国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。 (認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、 (小規模保育事業に係るものに限る。) に適合すること (平成十八年法律第七十七号。 保育等の総合的な提供 以下「認定こ

> 附 則

次の各号

[条を加える。

- 5 -

ことに要する費用の一部を補助する事業 が見込まれるものに限る。)において、 教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行う 適当な設備を備える等に

助する事業 基準(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業に する乳児・幼児に対する保育を行うことに要する費用の一部を補 るものに限る。)において、児童福祉法第三十九条第一項に規定 の要件又は同法第十三条第一項の基準に適合することが見込まれ るものに限る。)、認定こども園法第三条第一項若しくは第三項 係るものに限る。)、同法第四十五条第一項の基準(保育所に係 が設置するものであって、児童福祉法第三十四条の十六第一項の 第三項の認定を受けていないもの(国及び地方公共団体以外の者 三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは 三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって同法第 児童福祉法第六条の三第九項、 第十項若しくは第十二項又は

(協議会)

(以下「協議会」という。 法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協) は、 次に掲げる者をもって構成す

当該都道府県

実施市町村 協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は事業

えることができる。 各号に掲げる者のほか、協議会に、 協議会を組織する都道府県は、必要があると認めるときは、 次に掲げる者を構成員として加 前項

教育・保育施設の設置者又は地域型保育を行う事業者

教育・保育に関し学識経験のある者

前項第二号に掲げる特定市町村又は事業実施市町村以外の市

[条を加える。

兀 その他当該都道府県が必要と認める者

- 3 ず項は、 前二項に定めるもののほか、 協議会が定める。 協議会の組織及び運営に関し必要な
- 項を内閣総理大臣に届け出るものとする。 都道府県知事は、協議会を組織したときは、 次の各号に掲げる事
- 協議会を組織した旨
- 当該協議会の名称
- 事業実施市町村の名称 当該協議会において協議する施策の対象とする特定市町村又は
- 6 5 県子ども・子育て支援事業支援計画に当該事項を定めるものとする 滑かつ確実な実施のために必要があるときは、都道府県は、都道府 校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円 出の内容を文部科学大臣及び厚生労働大臣に通知するものとする。 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届 協議会において協議が調った事項について、都道府県が行う小学

(教育・保育施設の設置者に関する経過措置

次に掲げる要件に該当するものとする。 一条 令附則第十一条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は

ること。 認定を辞退した認定こども園の所在する区域と同一の区域内にあ 令附則第十一条第一項第一号の認定こども園法第三条第一項の

第十二条

略

備考

表中の

0)

記載は注記である。

略

第九条

第八条 (教育・保育施設の設置者に関する経過措置) 令附則第十一条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、

次

.掲げる要件に該当するものとする。

育等の総合的な提供の推進に関する法律 令附則第十一条第一項第一号の就学前の子どもに関する教育、 一の区域内にあること。 第三条第一項の認定を辞退した認定こども園の所在する区域と (平成十八年法律第七十七

同上

同上

- 7 -

_	8	-	

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。